SBIR制度に係る支出の目標等に関する方針・指定補助金等に関する指針の閣議決定について(案)

令和4年度 特定新技術補助金等の 支出の目標等に関する方針

研究開発型スタートアップ等 (スタートアップ、中小企業、研究成果の事業化を目指す研究者等) に支出可能な補助金等の目標設定と支出の増大を図るための措置等を規定。

【支出の目標】

研究開発型スタートアップ等への支出 546億円

(参考) 令和3年度の支出の目標 537億円

【支出機会の増大を図るための措置】

- 公募の予見可能性・利便性の向上
- 申請手続の簡素化・標準化
- 対象経費・執行の柔軟化・弾力化
- 〇 外部評価の活用
- スタートアップを優先採択する取組等の情報提供 の強化
- スタートアップ・エコシステム拠点都市との連携等

【事業活動の支援において配慮すべき事項】

○ 公共調達における受注機会の確保 等

指定補助金等の交付等に関する指針

各府省庁が統一的なルールで運用する指定補助金に関する基準や交付の方法等を規定。

【指定補助金等の基準に関する事項】

- 交付対象(研究開発型スタートアップ等)
- 研究開発課題の設定
- 多段階選抜方式の実施
- プログラムマネージャーの配置

【指定補助金等の交付の方法に関する事項】

- 指定補助金等の名称
- 多段階選抜方式の事業期間・事業規模
- プログラムマネージャーの能力と役割
- 申請手続の簡素化、執行の柔軟化
- 普及活動の推進 等

【事業化の支援において配慮すべき事項】

○ 入札参加機会の拡大、**公共調達の実施**(随意契約)、メインコントラクターとのマッチング等

スタートアップにとって使いやすくなるよう、

- ○スタートアップが事業終了後も研究開発設備の継続利用が 可能となるよう、定額補助の推進
- ○簡便かつ全省統一的な交付申請書等のフォーマットの整備
- ○補助対象経費の拡大の推進

を含む「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン」を策定